

事例 12

21歳になる姪は、家庭裁判所で保護観察処分を受け、保護観察中。姪は、18歳の頃から交際していた男性との間に子供を妊娠したため、結婚。姪の夫（現在23歳）は保護観察付執行猶予判決を受け、同じく保護観察中。姪の夫が、姪やその子供（現在2歳半）に手をあげたり怒鳴ったりするため、近所から心配だとたびたび相談がある。姪も子供を守るすべがない様子。姪や子供のためには、どうするのが一番いいのか分からない。

相談者：叔母

A

東京ウィメンズプラザ

i 女性のための悩み相談や普及・啓発、交流事業などを行う活動拠点
東京都配偶者暴力相談支援センターとしての機能もある

- 叔母が電話で相談したところ、姪本人や子供へのDVの影響や、暴力はエスカレートする可能性があるため危険であるとの説明を受けた。それを聞いた本人が弁護士による法律相談の予約をしたとのこと。
- 後日、本人が女性の弁護士による面接相談を受けた。弁護士からは、離婚の手続きやひとり親になった際の手当等の支援について助言を受けたほか、相談員からは子供への虐待については、**(B) 子供家庭支援センター**に相談してみるよう勧められたとのこと。
- その後しばらく妻子に対して優しい時期が続き、本人も離婚に対し躊躇し始めたとのこと。

子供への虐待について相談したい

→ 一転して夫から本人に対して激しい暴力があり、子供とともに夫の暴力から緊急避難したい。
相談先（平日：福祉事務所 夜間休日：警察経由）

参考

E 子供食堂

i ボランティアが無料もしくは低額であたたかい食事を提供する食堂
食事を作ることがどうしてもできないときなどに子供や保護者が気軽に立ち寄り、利用できます。

F みんなの人権110番【法務局・地方法務局】

i 差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題に関する電話相談窓口

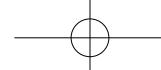
G 法テラス（日本司法支援センター）

i DVやストーカー、児童虐待に関する法的な問題の相談窓口

参考

H 母子生活支援施設

i 18歳未満の子供を養育している母子家庭等の女性が子供と一緒に利用できる施設
利用に当たっては、お住まいの地域にある福祉事務所（P.96参照）、または区・市役所内の母子生活支援施設担当までお問い合わせください。



支援の ポイント

- 配偶者と離れて暮らすための措置の検討
- 安心できる居場所の確保



相談
内容

姪・子供を DVや児童虐待から守るには どうしたらいいですか？

就
労

心
身の不調

少
年本人の悩み

就
学

障
害

生
活困窮

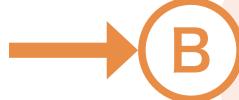
薬
物

保
護者の悩み

加
齢

D
V・虐
待

暴
力団



B 子供家庭支援センター

i 18歳未満の子供や子育て家庭の相談受付や援助、地域の子育てに関する情報提供を実施する機関

- 叔母と本人とで、子供や子育て家庭に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口である同センターに相談に行ってきたとのこと。
- 同センターでは相談員が、虐待の頻度や程度だけでなく、日頃の家庭環境や経済状況など、親身になって話を聞いてくれた。子供への直接的な暴力だけでなく、DVは子供にとって心理的虐待にも当たることを教えてもらった。
- 今後、家庭訪問に来て、夫とも話をし、アドバイスをしてくれることになった。また、さまざまな子育て支援サービスも紹介してもらったので、今度利用してみることになった。
- 緊急の場合には、ためらわずに警察に電話することや、今後、夫の子供に対する暴力が悪化した場合など、必要に応じて、児童相談所が子供の一時保護などをしてくれると教えてもらった。



C 児童相談所

i 原則18歳未満の子供に関するあらゆる相談に対応する専門機関

- 相談者の立場や心配を受け止めながら話を傾聴してくれ、虐待の状況の中に置かれている当事者として受け止め、ともに家族の問題を考える姿勢で向かい合ってくれた。
- 相談者が児童相談所に何を求めているのかを考慮し、児童相談所における一時保護などの支援について説明してもらった。

子供が安心して過ごせる 居場所の確保

安心して子供と過ごせる 居場所の確保

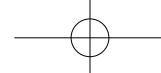
ひとり親のための経済的な自立に
向けた支援などはこちらへ ⇒P.84



D 東京都女性相談支援センター

i 支援が必要な女性の相談受付窓口。DVで悩んでいる人のための東京都配偶者暴力相談支援センターとしての機能もある

- 「普段は優しいが暴力をふるう」という状態がDVの典型であり、そこから逃れるためには夫から距離を置くしかないことを説明され、本人は離婚を決意した様子。
- 貯金もなく、賃貸住宅を借りる経済的余裕もないため、一時的に、叔母の許に身を寄せながら自立の道を探すことになった。



活用できる機関・団体や制度

(A) 東京ウィメンズプラザ

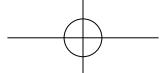
概要	豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点です。
主な支援内容	女性からのさまざまな相談・男性のための悩み相談に応じています。同時に、配偶者からの暴力（いわゆる「ドメスティック・バイオレンス=DV」）で悩んでいる方のための配偶者暴力相談支援センターもあります。
連絡先等	<p>〒150-0001 渋谷区神宮前5-53-67 ・一般相談 ☎03-5467-2455 ・DV専用ダイヤル ☎03-5467-1721 [受付時間]毎日(年末年始を除く) 9:00~21:00 ※外国語対応可能(英・中・韓・タイ・タガログ)火・木・金 13:00~16:00 ・男性のための悩み相談 ☎03-3400-5313 [受付時間]毎週月・水・木(祝日・年末年始を除く) 16:00~20:00 毎週土(祝日・年末年始を除く) 13:00~17:00 ・DV被害に関するLINE相談「ささえるライン@東京」 [受付時間]毎日(年末年始を除く) 14:00~20:00</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>ささえるライン@東京</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;">  </div> </div>
URL	https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/（「ウィメンズプラザ」で検索）
備考	電話相談の他に、女性弁護士による法律相談、女性精神科医師による面接相談を行っています（要予約）。

(B) 子供家庭支援センター

概要	子供自身や子育て家庭に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口です。各区市町村に設置され、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、在宅サービスの提供・調整、児童虐待相談等の連絡・調整） ・地域組織化（子育てサークル、ボランティアの育成等） ・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣等） ・在宅サービス基盤整備事業（子供家庭在宅サービス事業の担い手となる養育家庭の普及等の活動）
連絡先等	都内の61区市町村に設置されています（P.98参照）。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/center.html （「子供家庭支援センター 東京都」で検索）

(C) 児童相談所

概要	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子供に関する相談について、ご本人・ご家族・学校の先生・地域の方々等の相談に応じるなどしています。
対象	原則18歳未満の子供に関する相談であれば、ご本人・ご家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のさまざまな問題についての相談 ・児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導 ・緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護 ・児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置

就
労心
身
の
不
調少
年
本
人の
悩
み就
学障
害生
活
困
窮薬
物保
護
者
の
悩
み加
齢DV
・
虐
待暴
力
団

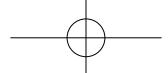
連絡先等	児童相談所は、都内に22か所あり(P.99参照)、住所地を担当する児童相談所で相談を受けています。各児童相談所の受付時間帯等はホームページでご確認ください。 ※受付時間帯以外の時間帯については、児童相談所全国共通ダイヤル189で対応しています。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/ （「児童相談所 東京」で検索）

(D) 東京都女性相談支援センター

概要	緊急の保護や自立のために支援が必要な女性の相談を受けています。
対象	緊急の保護や自立のために支援が必要な女性
主な支援内容	女性からのさまざまな相談に応じています。同時に、配偶者等からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス=DV)で悩んでいる方のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。
連絡先等	<p>電話相談</p> <p>23区居住の方 ・☎03-5261-3110 月曜日から金曜日の午前9時から午後9時まで 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の午前9時から午後5時まで</p> <p>多摩・島しょ地区居住の方(多摩支所) ・☎042-522-4232 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く ※多摩支所の電話相談受付時間外は、03-5261-3110へおかけください。</p> <p>LINE相談</p> <p>「女性はーとふるLINE@東京」 毎日 午後2時から午後8時まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。 IDを検索 「ホーム」>「友だち追加」>「検索」ID:@977srejd</p>
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/j_soudan.html

(E) 子供食堂

概要	地域の子供や保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組です。困難を抱える子供たちへの支援を中心に活動している食堂や、地域のさまざまな子供たちを対象とした交流拠点を設けようとしている食堂、子供たちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとする食堂など、さまざまな運営形態があります。
対象	全ての子供と保護者、地域住民など
主な支援内容	無料または低額でのあたたかい食事の提供
連絡先等	食堂によって対象、開催場所、時間、費用等が異なります。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/kodomoshokudou.html （「子供食堂推進事業 東京都」で検索）



みんなの人権110番【法務局・地方法務局】

概要	差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。
主な支援内容	電話すると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は法務局職員または人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します(インターネット及びSNS(LINE)でも相談を受け付けています。詳細はホームページにてご確認ください。)。
連絡先等	☎0570-003-110 [受付時間]月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
URL	https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html (「法務省 人権相談」で検索)



法テラス(日本司法支援センター) 事例11(P.78)参照



母子生活支援施設

概要	夫からの暴力や経済的困窮など、さまざまな事情を抱える母子の保護や自立支援を行う施設で、母と子がともに入所できる唯一の児童福祉施設です。
対象	離婚等により生活や子供の養育が困難となった、18歳未満の子供のいる母子家庭
主な支援内容	・入所者の自立のための総合的支援(生活支援・子育て全般に関わる相談援助・就労支援など) ・DV被害者や虐待を受けた児童への支援(心のケアなど) ・退所後のアフターケアや地域支援 ・その他の個別的課題への支援、子供の学習支援など また、入所以外の支援として、緊急一時保護事業や、学童クラブ、ショートステイ・トワイライトステイなどを行う施設もあります。
連絡先等	お住まいの地域にある福祉事務所(P.96参照)、または区・市役所内の母子生活支援施設担当までお問い合わせください。
URL	https://www.tcsw.tvac.or.jp/boshi/navi/about.html (「ぼしナビ」で検索(母子生活支援施設ナビ))



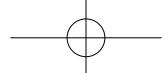
ひとり親への支援、仕事と子育ての両立支援

ひとり親家庭に向けた総合的な相談・支援や、子育てと仕事を両立したい親の自立を応援するさまざまな支援があります。



東京都ひとり親家庭支援センター はあと

概要	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者に対し、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、親子交流支援、相談支援員のための研修会、情報提供紙「はあと通信」の発行等を行っています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	・生活相談(子供・子育てについて、日常生活について、住まい・経済的なこと、ご自身・人間関係のこと) ・養育費相談 ・離婚前後の法律相談 ・親子交流支援 ・離婚前後の親支援講座
連絡先等	〒102-0072 千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階 ☎03-6272-8720 [受付時間]火・水・木・金 9:00～20:30、月・土・日・祝日 9:00～17:30(年末年始を除く)
URL	http://www.haat.or.jp/ (「はあと」で検索)



②

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

概要	ひとり親家庭の就業に関する相談や職業の紹介等を行い、ひとり親家庭の自立をお手伝いしています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	就業相談・就業支援・職業紹介を行っています。 仕事探しの相談や適職診断ツールを用いた相談、応募書類の作成支援、面接についてのアドバイスをいたします。 就業支援講習会やライフプランセミナーなどのキャリアアップ支援も行なっています。
連絡先等	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階 ☎03-3263-3451 [受付時間]9:00～17:30(年末年始を除く通年) ※火・金は20:30まで、日曜は電話相談のみ。
URL	「はあと」に同じ

就労

心身の不調

少年本人の悩み

就学

障害

生活困窮

薬物

保護者の悩み

加齢

DV・虐待

暴力団

③

東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

概要	生活に関する相談も仕事に関する相談もお受けいたします。また、ひとり親の方やひとり親になる前の方の交流・情報交換を行う「グループ相談会」も開催しています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	・就業相談・就業支援・職業紹介 ・生活相談 ・養育費相談 ・離婚前後の法律相談 ・親子交流支援 ・グループ相談会
連絡先等	〒190-0012 立川市曙町2-8-30 立川わかぐさビル4階 ☎042-506-1182 [受付時間]9:00～17:30(年末年始を除く通年) ※火・金は19:30まで
URL	「はあと」に同じ

④

マザーズハローワーク

概要	子育てをしながら働きたい方を応援するハローワークです。お子様連れの方だけでなく、将来、出産を考えている方や、キャリアを活かせる職場を求めている方等、幅広い層の就職サポートを行っております。
対象	子育て中の方で早期の就職(概ね3か月程度)を目指す方等
主な支援内容	専門の相談担当(就職支援ナビゲーター)が、担当者制の専任相談で仕事と家庭の両立をバックアップしていきます。ご家庭の環境や今までの仕事の経歴に応じて、相談者の実情を踏まえた就職実現プランを作成し、継続した就職支援サービスを行っていきます。
連絡先等	東京 ☎03-5728-8609 日暮里 ☎03-5850-8611 立川 ☎042-529-7465 [受付時間]平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) ※この他、都内7か所のハローワークに「マザーズコーナー」があります。詳細はホームページにてご確認ください。
URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kyushokusha/kyujin_kensaku/_104816.html (「マザーズハローワーク事業 東京」で検索)